

会 見 年 月 日	令和 3 年 3 月 25 日 (木曜日)
担 当 課	教育委員会スポーツ推進課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6869 FAX 番号：0791-43-6895 (担当者名：笠原)

赤穂市立野外活動センター ドームテントの開設について

1. 趣 旨

赤穂市立野外活動センターの指定管理者「神姫バスグループ共同事業体」(代表団体：株式会社ホープ)は、近年の“グランピング”ブームに注目し、施設敷地内に「赤穂御崎グラン・ドームテント」を開設し、快適性と手軽さによる新たな利用者の獲得や利用者増加の取り組みを行います。

2. 内 容

- (1) 名 称 赤穂御崎グラン・ドームテント
- (2) 場 所 赤穂市御崎 708-1 (赤穂市立野外活動センター)
- (3) 基 数 2 基
- (4) 施設概要
 - ①宿泊定員 最大 4 名
 - ②施設規模 円形ドーム状 外径 3.7m 高さ 3.049m
 - ③内装設備 照明、エアコン、換気扇、加湿機能付き空気清浄機、空気循環器 (サーキュレーター)、冷蔵庫、ホットカーペット (冬季)、寝具 (人数分)、ソファ、折り畳み式テーブル、コンセント (100V×4 口)、無線 LAN (Wifi)、プロジェクタ (有料)
 - ④利用料金 別紙表 1 のとおり
 - ⑤利用キャンセル 別紙表 2 のとおり
- (5) 利用方法
 - ①赤穂市立野外活動センターへドームテント宿泊利用の旨を電話にて申込
※当面は電話での受付のみ。今年度中にインターネット宿泊予約サイトでの運用開始予定。
 - ②予約確定後、利用料金を納入 (施設窓口もしくは郵便振替)
※インターネット宿泊予約開始と同時に、オンライン決済の運用開始予定。
 - ③利用当日、施設窓口にて利用申込用紙及び宿泊者名簿に必要事項を記入
チェックイン 15 : 00 チェックアウト 12 : 00

- (6) 受付開始 利用希望日の3か月前から2日前まで
受付開始：令和3年4月1日 利用開始：令和3年4月20日
- (7) その他 バーベキュー食材手配可（2人前 5,600円～）
施設内にドッグランあり（別途利用登録料要）※令和3年4月中旬開設
テントへのペット（犬）の同伴宿泊可
- (8) 問合せ先 赤穂市立野外活動センター 電話：0791-45-1067（担当：^{てんま}天満）
指定管理者 神姫バスグループ共同事業体
代表団体 株式会社ホープ 経営受託部 電話：079-252-1799（担当：岡田）
※令和3年4月1日より『神姫トラストホープ株式会社』へ社名変更となります。